

広島県告示第七百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第十九条の規定によつて、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。
平成三十年十月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ときわ薬局 海光	三原市城町三丁目五番六号	平成三〇年九月一日
訪問看護ステーションデュー ーン東広島	東広島市西条町西条東一三〇〇 番地三―二〇一号	平成三〇年八月一日
訪問看護ステーションれん げ	安芸郡海田町西浜三番三七―二 〇三号	平成三〇年八月一日